

学校いじめ防止基本方針

静岡県立浜松特別支援学校江之島分校

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは生徒に対して、「生徒に対して、本校の生徒及び友人関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、その対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

いじめの表れとして、冷やかしゃからかい、仲間外れ、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする、物を隠されたり取られたりする等が考えられるが、それら一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。友達の行動や大声で嫌な気持ちになる生徒もいる。また、いじめは「心身の苦痛を感じる」ものだけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあるので、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする生徒がいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいたりすることにも気を付ける必要がある。

また、生徒だけでなく、**教職員が、そのきっかけを作ることをないように意識を高めることが大切である。**

3 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対策が求められます。

いじめを受けた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

(1) いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や学校などの様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人への理解を深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、子ども一人一人が自分と他人を大切に思う気持ちを高め、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

そのためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立を目指すことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもと信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分と他人を大切に思う気持ちを高め、より良い自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や自立活動などの授業を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭、地域、学校が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

ア 早期発見 ～いじめはどの子どもにも起こりうる～

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭、地域、学校が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

学校ではいじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

イ 早期発見 ～いじめを受けた子どもの立場に立って組織的に～

いじめが発見された場合には、いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認して、組織的な対応をすることが重要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要になります。

(3) 関係機関との連携 ―専門家とつながる―

いじめの問題に家庭、地域、学校との連携・協力だけでは充分に対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して指導しているに

もかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護

第2章 いじめ防止等のための対策

1 いじめの未然防止

道徳教育、人権教育の充実

いじめの未然防止のために、本校では、「道徳教育全体計画」及び「人権教育全体計画」を作成し各教科等の指導の重点から、人権意識を高めるよう日々の教育活動の中で計画的に実践し、健やかでたくましい心を育むようにします。また、授業をはじめあらゆる学校生活の場面において、他者と関わる機会を工夫し、その中で「こんなに認められた」「役に立った」と、それぞれが認め合う環境づくりをしていきます。そして、教員の温かい言葉掛けが、「認められた」という自己肯定感を高め、いじめの未然防止につながります。

2 いじめの早期発見・早期対応

(1) 日々の観察

「人権研修会」や「人権に関するアンケート」を活用して人権感覚を磨き、教員がいじめに気付く力を高めていきます。日々の生活では、子どもたちの言葉を受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもを守る姿勢が大切です。休み時間や放課後など、子どもたちの様子に目を配り、子どもたちとともに過ごす機会を積極的に設けることでいじめの早期発見につながります。

また、他者への暴言や他害の行為がそのままいじめであると決めてしまうのは、本校の生徒の特性からは難しい場合もあります。受けた側にも誤解やいじめの正しい認識がない場合もあるので、日々の観察を通して慎重に実態を把握し、実態に応じた必要な指導をしていきます。

(2) 教育相談

いじめは、大人の見えないところで行われていたり、いじめられている本人からの訴えはなかったりします。子どもが日頃から気軽に相談できる環境を作っていきます。

また、連絡ノートを活用して信頼関係を築くとともに気になる内容については、教育相談や家庭訪問を実施して迅速に対応していきます。

(3) いじめ実態調査アンケート

全保護者に、いじめの有無に関するアンケートを年間3回実施します。

3 いじめに対する措置

いじめを認識した教員は、その場でいじめを防止するとともに、いじめに関する適切な指導を行います。あわせて、学級担任、学年主任に連絡し、「いじめ等防止対策委員会」に報告します。

連絡体制や対応については、6ページ図（校内におけるいじめ対応のフローチャート）のようになります。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態と考えるケース

ア いじめにより子どもの生命、心身又は、財産に甚大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- | | |
|------------------|------------------|
| ・子どもが自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 等 |

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 子どもの保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

ア ただちに「いじめ防止対策委員会」を設置して、事態の解決に向け、客観的な情報収集を行い、情報結果をもとに、必要な指導及び支援を検討します。また、生命や身体の安全がおびやかされる場合は、速やかに教育委員会や警察等の関係機関に連絡をします。

イ 事案によってマスコミへの対応が必要になる場合は、個人情報保護への配慮をし、正確で一貫した情報提供をしていきます。対応窓口を管理職に一本化し、誠実な対応に努めます。

5 いじめ防止基本方針の広報、啓発について

学校いじめ基本方針をホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時、各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明します。

6 日常の対応について

(1) 児童生徒への対応

学部に関わらず、気になる生徒への声掛けをし、関係職員と様子を共有する。

(2) 欠席への対応

体調不良等による欠席が続く場合は、断続、連続に関わらず、保護者または本人に連絡を入れて状況を確認することを原則とする。ただし、家庭や本人の状況を考慮して対応をする。

第3章 いじめの対策のための組織（いじめの相談・通報窓口）

本校では、各種委員会の中に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止に関する基本方針に沿って対策し推進していきます。

1 目的 いじめの情報の共有、いじめ防止対策、いじめ発生時の対策について組織的に速やかに対応をするため。

2 構成員 ○企画会構成員 生徒指導課長 養護教諭

(スクールカウンセラー 該当学年主任・担任 【浜松市こども家庭部児童相談所所長】)

3 教職員への理解促進の場や研修の実施

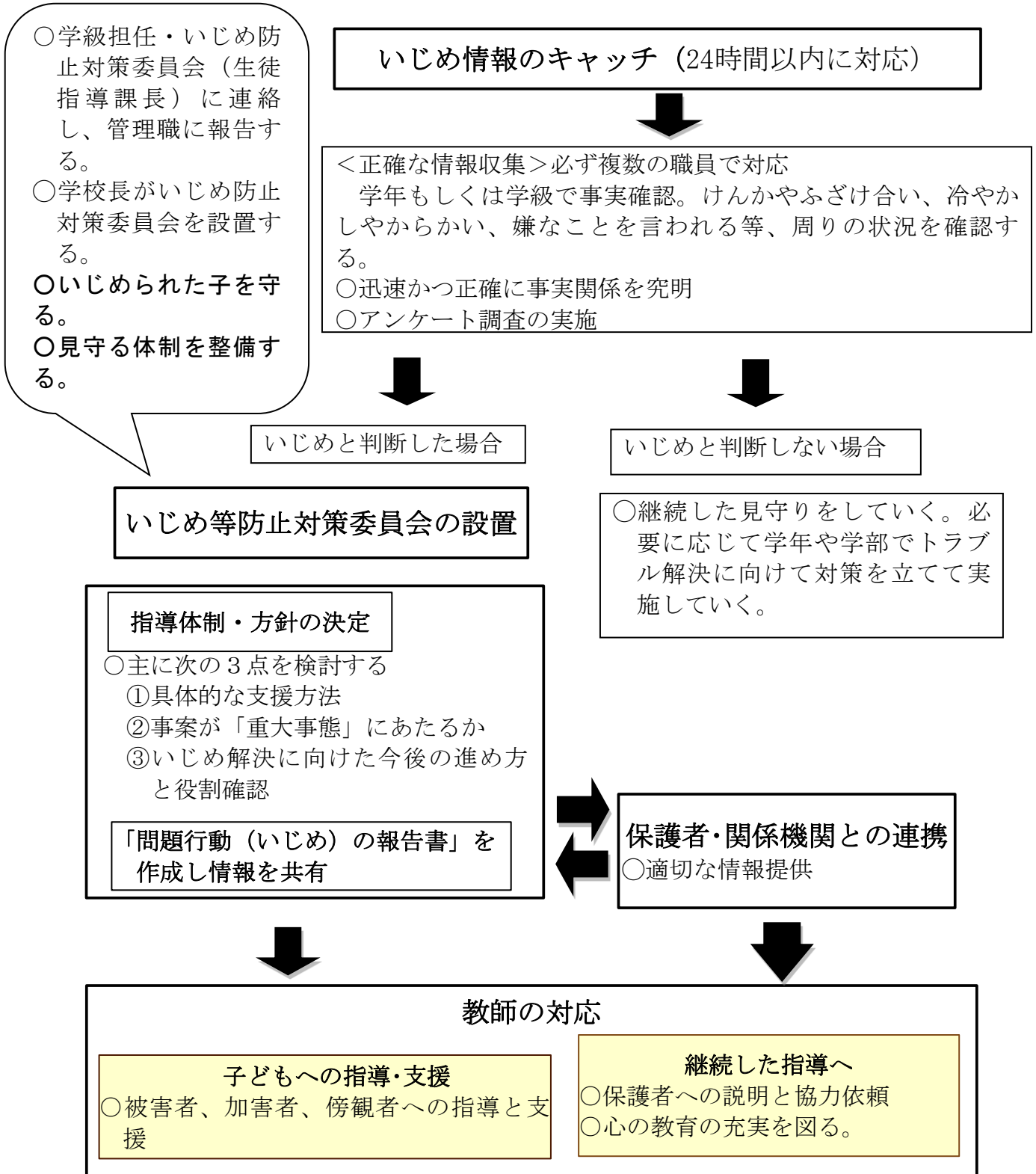
ア 年度始めに全職員に対し、学校いじめ防止基本方針の説明会を実施する。

イ 人権教育研修会を年に1回実施する。

ウ 学期毎に人権テーマを決め、学年会等で話し合う。年に3回人権自己チェックを行う。

エ 学級担任による児童生徒への説明 (道徳教育、人権教育)

第4章 校内におけるいじめ対応のフローチャート



*いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たすもの
(静岡県いじめ防止基本方針)

- ① いじめに係わる行為が止んでいる状態が、相当の期間（概ね3か月）続いていること。
- ② 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないことが、本人および保護者から確認できたこと。

いじめ防止等のための年間取組計画

R8.4

月	生徒	学校・教職員	保護者・関係機関
4	学級活動、学年活動等での人権教育 個別面談	学校いじめ防止基本方針伝達 1学期の校内人権テーマ周知 ※学年での取組目標	学校いじめ防止基本方針のホームページ公開 学校いじめ防止基本方針の説明(参観会) 個別面談
5	学校生活アンケート①の実施 個別面談	学校生活アンケートの集約調査、対応 いじめ等防止対策委員会① 人権自己チェック	体罰・いじめに関するアンケート①の実施 個別面談
6			
7		人権テーマに対する学年の取組評価 人権教育担当者研修	
8		人権教育研修会伝達	
9	学級活動、学年活動等での人権教育 個別面談	2学期の校内人権テーマ周知 ※学年での取組目標	体罰・いじめに関するアンケート②の実施 個別面談
10	体罰・いじめに関するアンケートの実施	体罰・いじめに関するアンケートの集約、調査、対応 いじめ等防止対策委員会②	
11		人権自己チェック	
12		人権テーマに対する学年の取組評価	学校評価アンケート
1	学級活動、学年活動等での人権教育	3学期の校内人権テーマ周知 ※学年での取組目標	
2	学校生活アンケート②の実施 個別面談	人権自己チェック 学校生活アンケートの集約調査、対応 いじめ等防止対策委員会③ (いじめ防止対策の評価、年間取組計画、いじめ防止基本方針の見直し)	体罰・いじめに関するアンケート③の実施 個別面談
3		人権テーマに対する学年の取組評価	